

1972年1月1日制	定	2010年7月29日改	定
1990年10月23日改	定	2010年7月29日施	行
1991年10月23日改	定	2010年11月25日改	定
1993年7月21日改	定	2011年1月1日施	行
1994年1月1日施	行	2012年7月26日改	定
1995年10月5日改	定	2013年1月1日施	行
1996年1月1日施	行	2021年11月4日改	定
1997年10月23日改	定	2022年4月1日施	行
1998年1月1日施	行		

## カート競技会組織に関する規定

### 第1章 カート競技会の組織

#### 第1条 カート競技会を組織する者の資格

国内においてカート競技会を組織することのできる者は、下記の通りとする。

1. J A F
2. J A F登録カートクラブ
3. J A F登録カート団体

#### 第2条 組織し得るカート競技会の格式

J A Fに登録されたクラブおよび団体が組織し得る競技会の格式は、次の通りとする。

- 準加盟カートクラブ (制限付以下)
- 加盟カートクラブ (国内以下)
- 公認カートクラブ (国際以下)
- 加盟カート団体 (制限付以下)
- 特別カート団体 (開催資格無し)
- 加盟カートコース団体 (準国内以下)
- 公認カートコース団体 (国際以下)

#### 第3条 関係官庁への届出

オーガナイザーは必要な場合にはあらかじめ関係官庁から承認を得ていなければならない。

#### 第4条 開催場所のオーナーの同意

カート競技会を組織する場合は、オーガナイザーは、あらかじめ競技会を開催す

る場所のオーナーから、当該場所を使用することについての同意を得ていなければならない。この細目に関しては、「カートカレンダー登録規定」に定める。

#### 第5条 公式文書

カート競技会を組織する場合、オーガナイザーは、当該競技会ごとに、特別規則書および公式プログラムを発行しなければならない。これらの公式文書は、国内競技規則、およびJAF国内カート競技規則に準拠していなければならない。

#### 第6条 競技会の延期、中止および取止め

特別規則書に規定されている場合、あるいは競技会審査委員会が保安のため、または不可抗力により延期を命じた場合には、競技会またはその一部の競技を取止め、中止、または延期することができる。なお競技会が、取止め、中止または24時間以上延期されるときには、エントリーフィーを返還しなければならない。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

## 第2章 カート競技会の組織許可

#### 第7条 カートカレンダーの登録

競技会開催にあつては、JAFに組織許可申請を提出する以前に、当該競技会の日程と会場が、「JAFカートカレンダー」に登録されていなければならない。

#### 第8条 カート競技会の組織許可

1. カート競技とは、カートが参加して行う競技的な性格を持つ行事、あるいは成績の発表をすることによって、競技的な性質を持つ行事であるが、CIK-FIAの国際カート競技規則およびJAF国内カート競技規則によってカートスポーツとして定義される行事は、すべてJAFの組織許可を必要とする。
2. 以下の各行事はJAF国内カート競技規則の特別例外として組織許可は必要としない。
  - 1) 順位判定に速度を要素としない行事
  - 2) エコノミーラン
  - 3) 交通安全コンテスト
  - 4) その他娯楽的要素を主目的とした行事

ただし、上記各項目に該当すると思われる行事でも本連盟において競技と判定されるものを除く。

3. 組織許可を必要とする行事は J A F 国内カート競技規則および諸規則に準拠して作成された競技会特別規則に従って開催されなければならない。また、特別規則書の草案を本連盟に提出し、その許可があるまで内容を公表したり参加者を公募してはならない。
4. 競技会の審査：組織許可を必要とする行事は、2名以上の競技会審査委員の任命を必要とする。

競技会審査委員長は主催するクラブまたは団体の所属員であってはならず、また次の各項のいずれかに該当している者でなくてはならない。

- 1) 準国内格式以上の競技会においてはカートオフィシャルライセンス1級の所持者。また、制限付格式以下の競技会においてはカートオフィシャルライセンス2級以上の所持者。
- 2) J A F モータースポーツ審議会委員。
- 3) カート部会委員。
- 4) カートエキスパートライセンス所持者。
- 5) カート資格登録者で、J A F が特に認めた者。

#### 第9条 カート競技会の組織許可の申請

組織許可の申請は、所定の申請書によって、特別規則書および参加申込書の草案各1部と、所定の申請料をそえて J A F に提出する。申請は、次の事項について記入のうえ、競技会開催日の1ヶ月前までに提出しなければならない。ただし、準国際／国際競技については競技会開催日の2ヶ月前までとする。

1. 申請者（クラブおよび団体）の住所および氏名
2. 申請者が代理人である場合は、その住所と氏名および申請者との関係
3. 組織許可を必要とする競技の種目と格式
4. 競技の日程および場所
5. 共催もしくは招待するクラブ名
6. 組織委員の氏名
7. 審査委員長および審査委員の氏名とライセンス番号
8. 各競技役員氏名とライセンス番号

#### 第10条 クローズド競技の開催

クローズド競技の開催については以下の通り取扱う。

- 1) 競技会開催の届出：

所定の届出書により開催日の14日前までにJ A Fに届出ること（本規定第7条に示すカレンダーの登録、第8条および第9条に示す組織許可は免除される）。

2) 出場実績：

クローズド競技会に1回以上出場した者は、カート国内Bライセンス/ジュニアBライセンスの取得資格を有するものとする。ただし、J A Fは競技結果成績を記録しない（本規定第29条に示すJ A Fへの報告義務は免除される）。

### 第11条 料金完納の義務

オーガナイザーは、大会の組織許可に関して、J A Fに支払うべきすべての料金を完納していなければならない。

## 第3章 公式文書

### 第12条 公式文書に記載されなければならない条文

カート競技会の特別規則書、公式プログラム、参加申込用紙などのすべての文書に、明確に「F I Aの国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠したJ A Fの国内競技規則およびJ A F国内カート競技規則に従って開催」の条文を記載しなければならない。

### 第13条 特別規則の内容

カート競技会特別規則は、次の事項を内容とする。

1. 本規定第12条に規定する条文
2. 競技会の名称、組織許可番号、競技の種目および格式
3. 競技会の場所および日程
4. オーガナイザーの名称と住所
5. 組織委員、競技会審査委員および競技長ならびに主要競技役員の氏名
6. 競技に関する細目
  - 1) 競技の内容（競技の種目、走行距離、または走行時間）
  - 2) 参加者の資格
  - 3) 参加車両の資格
  - 4) 参加台数
  - 5) 燃料（種類・積載制限）

6) 採点に関する事項

7. エントリーの受付開始および締切日、ならびにその場所と方法
8. エントリーフィー
9. 保険に関する細目
10. ドライバーの指名期日を設ける場合の特別事項
11. ドライバーまたは車両の交換が認められる場合の特別事項
12. 参加車両の公式検査の日時
13. スタートの日時、方法およびハンディキャップについての規定
14. 競技中、燃料補給を行う場合の事項
15. 抗議に関する特別事項
16. 延期、中止または取止めにに関する事項
17. 成績の審査および賞典に関する事項
18. 広告に関する事項
19. その他競技会の運営に必要とする、本規則に則って規定する事項

**第14条 特別規則の変更**

競技会の参加申込の受付開始後は、特別規則の変更は認められない。ただし本連盟と、すでにエントリーした競技者全員がその変更に同意した場合、または競技会審査委員会が保安上、または不可抗力と認めるときには、変更が可能である。

**第15条 公式プログラムの内容**

カート競技会の公式プログラムには、次の事項を記載するものとする。

1. 本規定の第12条に定める条文
2. オーガナイザー、組織委員、審査委員、競技長および主要競技役員の氏名
3. 競技会の場所および日程
4. 競技のタイムスケジュールおよび簡単な説明文
5. エントラントとドライバーの氏名、ならびに各車両に付けられる競技ナンバー
6. ハンディキャップを設ける場合は、ハンディキャップについての決定事項
7. 各競技ごとの賞の細目
8. 表紙には明瞭に「公式プログラム」と記載すること

**第16条 公式通知**

特別規則書の発表後に生じた問題を処理するため、オーガナイザーは、エントラントおよびドライバーに対して、公式通知をもって指示することができる。ただし、

それは国内競技規則、J A F国内カート競技規則および特別規則に違反するものであってはならない。

## 第4章 エントリーの受付

### 第17条 エントリー受付の開始

競技会の組織が許可されると、オーガナイザーは、エントリーを受け付けることができる。

参加申込書またはオーガナイザーによって発送される参加招待状には、所定の特別規則書を添付する。参加申込書は、申込用紙に記入事項を記載署名し、エントリーフィーを要する場合には、必ずこれをそえて、締切前にオーガナイザーに提出する（エントリーフィーは、特別規則書に記載される）。J A F発給の競技許可証の所持者が日本国外の競技会に参加する場合は、許可証へのF I A国際競技規則L項に定める記載をもって、本連盟の事前承認を得たものとする。

### 第18条 参加申込書の内容

参加申込書は次の内容を含むものでなければならない。

1. エントラントおよびドライバーの住所氏名、およびエントラントおよびドライバーのライセンスナンバーの記入欄。「特別規則によって認められれば、ドライバーの指名は参加申込の後で行ってもよい。ただし責任追及や賠償要求に関して、本規則が要求する誓約あるいはカート競技会組織に関する規定第19条の規定に定める署名をしなければ、競技に出場することはできない。」旨を記載すること。
2. エントリーは、エントラントの代理人によって行うことができるが、署名はエントラント自身のものでなければならないこと。
3. エントラント、ドライバー、ピット要員が18歳未満であるときは、当人の親権者または保護者の同意の署名を必要とする旨を記載すること。
4. 第19条の規定に基づく誓約と署名。ただしドライバーのこれらの書式と署名は、申込書とは別の用紙で行ってもよい。
5. 本規則第12条に定める条文
6. 特別規則によって規定されたその他の申込書記入事項

### 第19条 エントラント、ドライバーおよびピット要員の誓約書への署名

競技会の参加者および運転者、同乗者およびピット要員はそれぞれ競技参加にあ

たり、次の誓約文に署名しなければならない。

1) 「私は、本大会特別規則をはじめ国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）をはじめ競技関係者（団体および個人）の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。以上誓約いたします。」

2) 国内競技規則 8 - 7 の 3) 項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名しなければならない。

「私は、本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような障がいがある場合は、この旨を日本自動車連盟に申告、障がい者に対する競技運転許可証を交付されていない場合は、競技に参加することはできないということを承知しております。」

3) 前項 1) および 2) に規定する誓約文については、18歳未満の参加申込者の場合は、当人の親または保護者が連記署名しなければならない。

## 第20条 エントリーの締切

特別規則書に規定するエントリーの締切期限は、国際イベントの場合は開催期日の7日以前、国内イベントの場合は特別規則書に定めるところによる。ただし、いかなる場合も開催日の3日以前でなければならない。

## 第21条 ファクシミリ等によるエントリー

オーガナイザーは、ファクシミリまたはその他の電子的通信手段によるエントリーを受け付けることができる。（競技会参加に関する規則第6条参照）

## 第22条 不正申告によるエントリー

オーガナイザーは、虚偽または不正記入のあるエントリーを無効とし、エントリーフィーを没収することができる。

## 第23条 エントリーの拒否

国際競技会のエントリーを拒否するときには、この拒否の通知は、申込書を受領した日から8日以内に、かつ遅くとも競技会開催日の5日前までに到着するように、

申込書に記載されているエントラントの住所に発送しなければならない。またこの拒否の通知をもって最終的なものとするができる。国際競技会以外の競技で、本規則に則って開催される競技会へのエントリーに対しては、その競技会の特別規則書の規定に従って拒否することができる。

#### **第24条 エントリーの条件付受理**

特別規則書には、条件付でエントリーを受理できる旨を規定してもよい。たとえば、出場者に定員があつて、それに欠員が生じた場合のみに参加が許される場合などである。その場合は、締切日の翌日までに発送される郵便または電報で、エントラントに通知しなければならない。

#### **第25条 エントリー受理通知**

特別規則書に特に規定されていなければ、オーガナイザーは、参加申込を受け取った日から7日以内に受理通知をする。定員を超えて申込があつた場合には、特別規則書に規定する方法で選定する。その方法が規定されていないときには、申込順または何らかの方法でオーガナイザーが決定する。

#### **第26条 エントリーの公表**

オーガナイザーは、正規に参加受理を決定しないうちに、エントラントまたはドライバーの氏名を、公式プログラムに加えたり、また公表したりしてはならない。なお、条件付で参加を認められている場合には、その旨を記載しなければならない。また、エントリーリストの公示は、参加申込締切日より5日以内にならなければならない。また、オーガナイザーは、競技者の競技ナンバーを通知しなければならない。

## **第5章 競技に関しオーガナイザーがなすべき事項**

#### **第27条 競技者の公式名簿**

オーガナイザーは、競技の開始に先立って、エントラントおよびドライバーの名簿を、審査委員、オフィシャル、エントラントおよびドライバーに配付しなければならない。

#### **第28条 競技会の内容の変更および緊急措置**

オーガナイザーは、予知できない状況が発生したときには、競技会に関する内容および緊急措置について、審査委員会の承認を得て実施することができる。



## 第29条 J A Fへの報告義務

オーガナイザーは、競技会終了後14日以内に、次の書類を J A Fに提出すること。

1. 公式プログラム
2. エントリーリスト
3. 競技役員名簿
4. 公式予選および決勝結果成績表（J A F所定書式）

なお、大会終了後関係者に配付する成績表（一枚もの）も各クラスごとに提出すること。

## 第30条 保 険

オーガナイザーは、J A F国内カート競技規則に基づいて保険を付保しなければならない（カート競技規則第11章第34条参照）。J A Fは、オーガナイザーに対して、保険証書の提示を求めることができる。

## 第31条 本規定の施行

本規則は2022年4月1日から施行する。